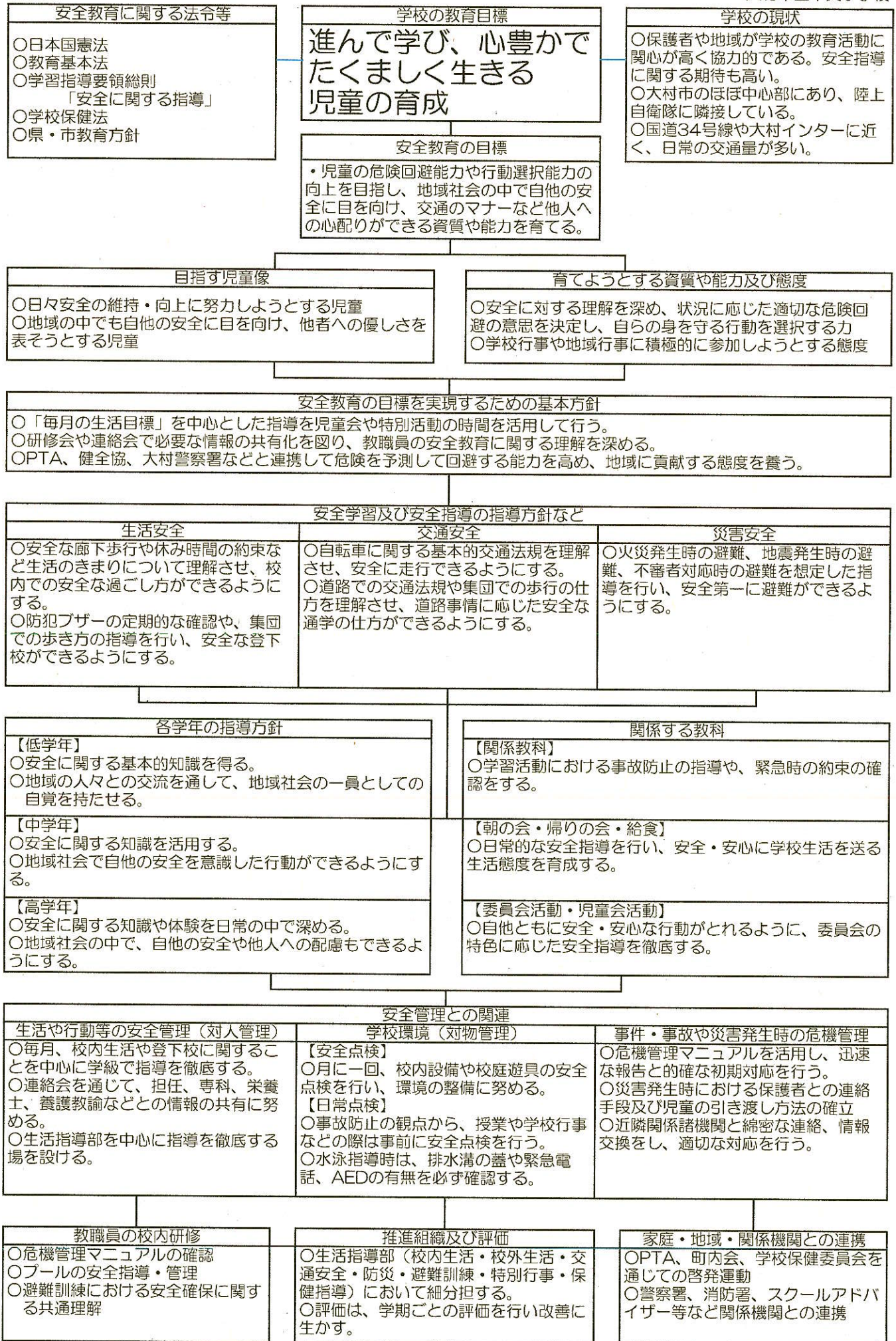




令和7年度
危機管理マニュアル



大村市立中央小学校

〒856-0814 大村市松並1-1275
TEL 0957-53-2046
Fax 0957-53-2047

緊急事態発生時の対応

1. 目的

いざというときのための校内の緊急連絡体制を整え、事故発生時には迅速かつ適切な対応(安全第一・人命第一)ができるようにしておく。

2. 緊急発生時対応の原則

- (1) 正確な状況の把握と的確な判断
- (2) 迅速かつ誠実な対応
- (3) 窓口の一本化
- (4) 詳細な記録と報告

3. 予想される事故や事態

(1) 児童の場合

怪我・急病、いじめ、不登校、非行、学校への要求電話、問題行動予告電話
不審者の声かけ、火災・地震・台風等

(2) 教職員の場合

体罰、ハラスメント、保護者との意見不一致、金銭管理、交通事故、情報管理等

4. 事故処理時の留意事項

- (1) 怪我などの箇所や程度など、傷病を負った児童の状況を把握する。
- (2) 傷病を負った児童及び、周囲の児童にも精神的安定を与えるよう冷静に対応する。
- (3) その状況に適した応急処置等を行う。
- (4) 職員室、校長室など、直ちに校内の連絡を取る。
- (5) 負傷などの程度を他の教職員と協議し、場合によっては医師とも連絡のうえ、児童の移送とその方法を考える。
- (6) 救急車の出動を要請し、病院に移送するときは同乗して付き添い、病院で手当を受ける際には、保護者に事故の発生状況やその後の処置などを詳しく説明する。
ただし、事故発見者が学級担任の場合には、病院への付き添いは養護教諭に依頼し、学級担任は直ちに保護者との連絡を取り、かかりつけの医療機関を問い合わせる。なお、実態に応じて臨機応変に対応するようにする。
- (7) 事故現場を離れる場合は、他の児童への指導や指示を的確に行う。
- (8) 保護者に児童を引き渡すまでは、児童に付き添い、看護に当たる。
- (9) 事故に関する報告は、事実在即して正確かつ詳細に行い、推測をまじえた表現にならないように努める。
- (10) 養護教諭と連絡をとり、日本体育・学校健康センター等の災害給付への必要な措置を取る。(不明な点があったら、校長・教頭に直ちに報告・連絡・相談する)

5. 事故発生時報告マニュアル

1. 事故を了知した時点で、速やかに以下の報告要領に従い、管理職に報告する
2. 現場に急行し、真摯に対処する。
3. 保護者と担任に連絡する。
4. 外部への窓口を一本化する。窓口は管理職とする。
5. 市教委への報告を行い、報告、連絡、相談を密にして協力体制を整える。

I. 電話や口頭による報告

(1) 児童の事故の場合

- ① 報告者氏名
- ② 事故の種類
- ③ 事故発生日時
- ④ 事故発生場所
- ⑤ 児童及び保護者
 - ・児童名 性別 学年
 - ・保護者名
 - ・住所、電話
 - ・保護者への連絡の有無
- ⑥ 事故の状況と概要
- ⑦ 事故確認と処理状況
- ⑧ その他参考となる事項

(2) 教職員の事故の場合

- ① 報告者氏名
- ② 事故の種類
- ③ 事故発生日時
- ④ 事故発生場所
- ⑤ 教職員
 - ・氏名 電話
 - ・緊急連絡先（家族等）への連絡の有無
- ⑥ 事故の状況と概要
- ⑦ 事故確認と処理状況
- ⑧ その他参考となる事項

II. 「教育委員会」・「PTA 会長」への報告（管理職）

- ①電話での報告
- ②文書での報告（様式あり）

6. 児童の事故発生時の役割分担

発見者	校長 (判断・指示・報告)	○ 状況の判断と教職員への指示 ○ 市教育委員会への報告（第一報） ○ PTA 会長への報告 ○ 保護者との対応 ○ マスコミ対応
	教頭 (窓口の一本化、 役割分担指示)	○ 医療機関及び移送手配 ・（養護教諭、保護者との）ドクターの確認 ・ 長崎医療センター(救急指定) ・ 市民病院 (救急指定) ・ 学校医（養護教諭等への指示） ・ 学校歯科医（養護教諭等への指示） ・ 県央保健所（保健主事等への指示） ○（担任との）事故原因究明、保護者への謝意 ○（市教委への）事故報告書の作成
	養護教諭 (保健調査書の管理、 救急措置、移送準備)	○ 応急処置 ○ 医師の指示を受けた処置 ○ 移送同伴 ○ 学校へ経過報告 ○ 災害等給付手続き
	担任（学年主任を中心に） (動揺しない、させない 保護者への連絡)	○ 保護者への電話連絡 ・ 傷病の概要説明 ・ 移送病院名・電話番号 ・ 保険証／マイナンバーカードの確認 ○ 他児童の掌握（教務主任を中心に）

7. いじめ発生時の対応

※結果を必ず管理職に報告する。

いじめの兆候 — 報告 — 現場直行 — 状況把握 — 共通理解 — 指導協力依頼

- (1) いじめ等問題行動の発見や連絡があったときは、現場に行き対応する。
- (2) 事実の確認は慎重にし、時間を追って詳細に記録する。
- (3) 経過や対応策については家庭に連絡し、必要に応じて家庭を訪問する。
- (4) 内容によってはPTAや関係諸機関に連絡し、対策を協議する。

いじめの兆候

- ☐ 執拗で陰湿化
- ☐ 表面化しない

管理職 及び 関係
職員への報告

- ☐ 報告を受けたら、現場へ直行
- ☐ まず、問題行動等の阻止

事実の把握
情報収集

- ☐ 保護者から、友達から、教師から、傍観者から
- ☐ いじめられた児童から、いじめた児童から

共通理解と研修

- ☐ 全職員の共通理解
- ☐ 指導方法の研究・見直し

児童への指導
学級・学年・学校

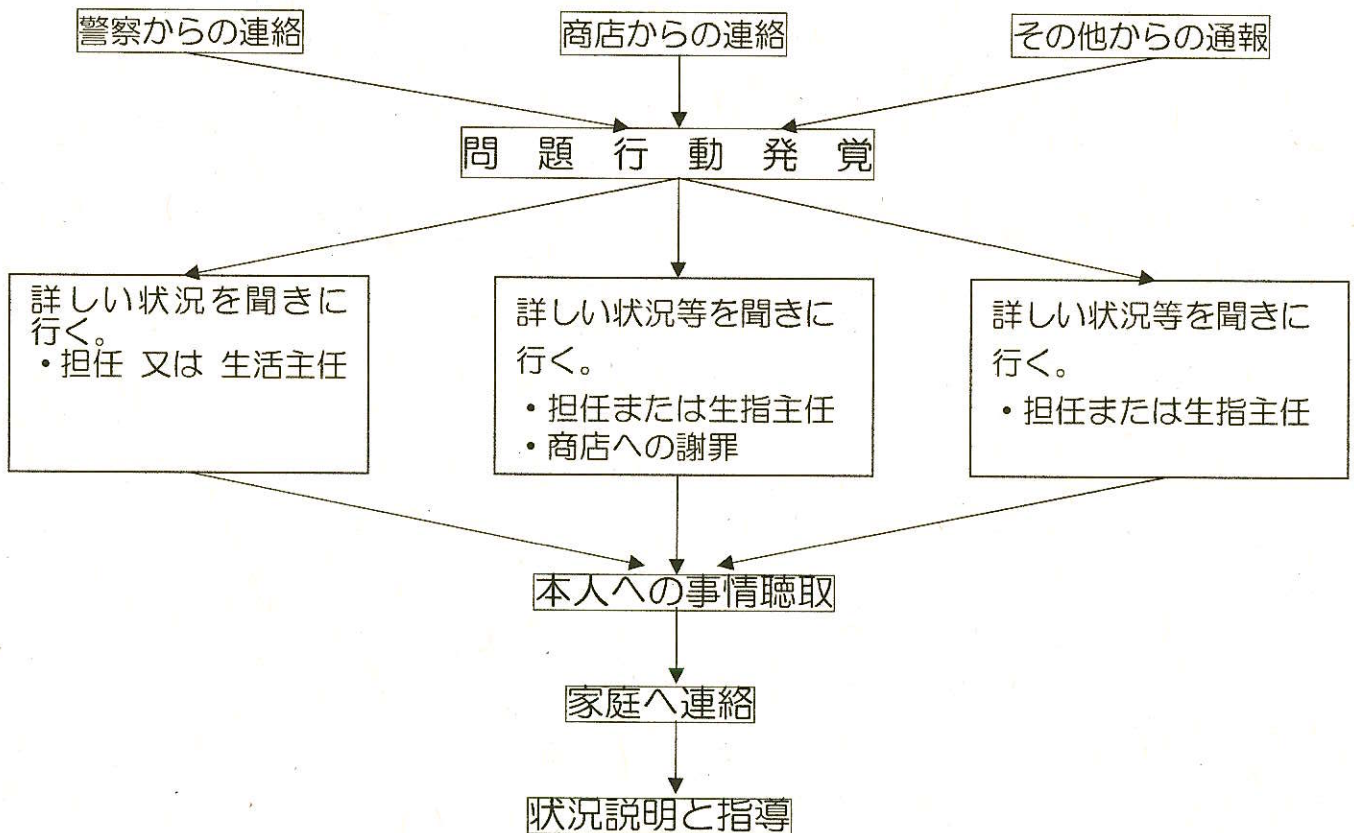
- ☐ いじめられた児童への指導
- ☐ いじめた児童への指導
- ☐ 傍観者への指導

保護者への協力依頼

- ☐ いじめられた児童の保護者との連携
- ☐ いじめた児童の保護者との連携
- ☐ 傍観者の保護者との連携

8. 非行(万引き)発生時の対応

- ◎ 万引きは、人の物を無償で取ることであり、大きな犯罪であることを認識させ、十分に自分の非を反省させ、二度と同じ過ちを起こさないようにすることが大切である。



- 学校で保護者に説明する場を設定し、本人及び保護者に説明及び指導をする。
- ・まず、保護者に状況の説明をする。
 - ・物を盗むことの非を十分に説き、反省を促した上で二度とこのようなことが発生しないように本人に自覚させる。また、保護者にも単に代金を支払えばよいというような考えを持たないよう、事の非を十分に理解してもらい、被害者に対して誠意のある行動がとれるよう厳粛な態度で対応する。

出席者: 校長、教頭、担任及び学年主任、生指主任

以後の対応

- 事件発生状況や指導の内容等を職員に報告し、今後どのような指導がよいのかを全員で話し合い、全校児童に対して共通指導を行い、二度と起こらないようにする。

9、校内で児童がいなくなった時の対応

事 件 発 生

1 心当たりの場所や校内を捜す。



2 いなくなった時の様子や本人の心の状態を確認し、学校近辺、通学路まで捜索の範囲を広げる。

※学校の児童に動揺を与えないよう、内密に捜索する。



3 家庭連絡をとり、帰宅していないか確認し、帰宅していない場合は繰り返し、1、2の場所を捜索する。

※家庭にも捜索をお願いするが、動揺を与えないよう配慮する。



4 時間が経過し、誘拐や逃避等の恐れがある場合は警察に連絡し、捜索を依頼する。
職員も可能な限り手分けして捜索する。

連絡係として、校長、教頭が待機し、職員、警察、マスコミ等の対応にあたる。



5 原因の内容や状況によっては、家庭訪問（校長、教頭、担任）は家庭訪問を行い、状況を詳細に説明すると共にいじめ等学校側に非があった場合は誠意ある謝罪を行う。
本人の短絡的な行動が原因の場合には、事の重大性を認識させると共に、二度と同様のことが発生しないように十分に指導する。

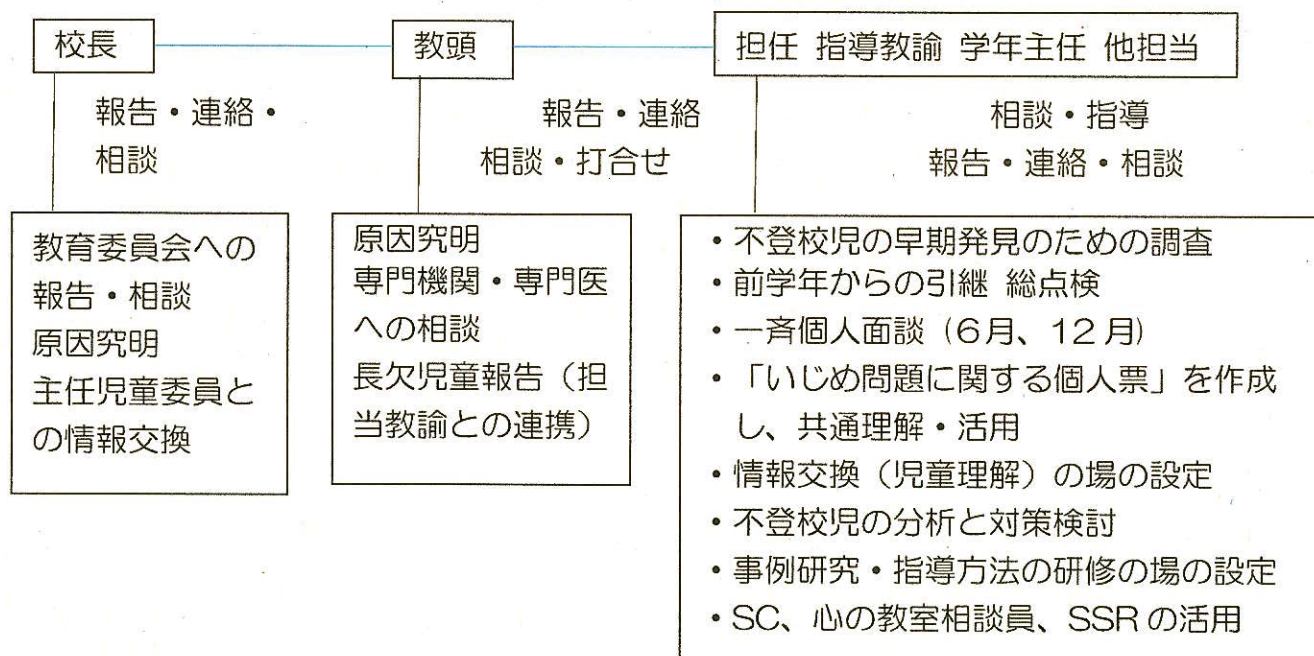


6 全職員への状況・経過の説明を行い、今後の指導の仕方や生活指導の共通実践を図る。
※外部に漏出した場合の部外への窓口の一本化

10. 不登校児の対応

長い眼で ゆっくりと 自立を目指す

- ※ 早期発見・即時対応
- ※ 実態把握・分析に基づく対応
- ※ カウンセリングマインドによる対応
- ※ 自立を目指した対応



留意点

- ① まず、不登校児及び保護者を精神的に落ち着かせることに努める。
- ② 担任や学校は、本人や保護者に「自分のことを忘れず、いつも気に掛けていてくれる。」ことが伝わるように、必ず教師や友達が電話を掛けたり、学級通信等の配布物を家庭に届けたりして音信を絶やさないようにする。
- ③ 通いがいのある学校、楽しい学級をつくる。

11. 学校への要求電話予告電話への対応

迅速で正確な情報収集と的確な対応を!

◎傾聴・いったん受容、共感の姿勢

- ・ 相談者に対して傾聴の姿勢を示し、相談者を安心させ、心を落ち着かせる。
- ・ 電話をもらったことへの感謝の気持ちを伝え、いったん受容の姿勢を示す。
- ・ 相手の立場に立って十分に話を聞き、共感の姿勢を示す。
- ・ 話を聞くなかで、学校、学年、学級、住所、性格、人物等の必要な情報を得る。
- ・ 大人が必ず解決を図ること、必ず守ることを十分理解させるよう努める。
- ・ なにが悩みか、どうしてほしいのか、相手とどうしたらよいかを考える。
- ・ いつでも電話してよいこと、相談してくることを期待していることなどを伝え、相談を次回につなぐ約束をする。
- ・ 生きることの大切さ・すばらしさや、その子のよさについて気付かせる。

◎ 電話受信時の対応

- ① 心を落ち着かせるため、また、気持ちの切り替えを可能にするため、できるだけ話を長くつなぐようにしていきながら、その間に情報も収集する。
- ② 声の調子等から、相手を推定し、相手の了解のもとに、学校、学級、名前等を聞き取るようにし、事故を未然に防ぐようにする。
- ③ 電話に入る外部の音声等にも注意しながら聴き取り、居場所を推定する。

◎ 教科 道徳・特別活動における予防的な指導

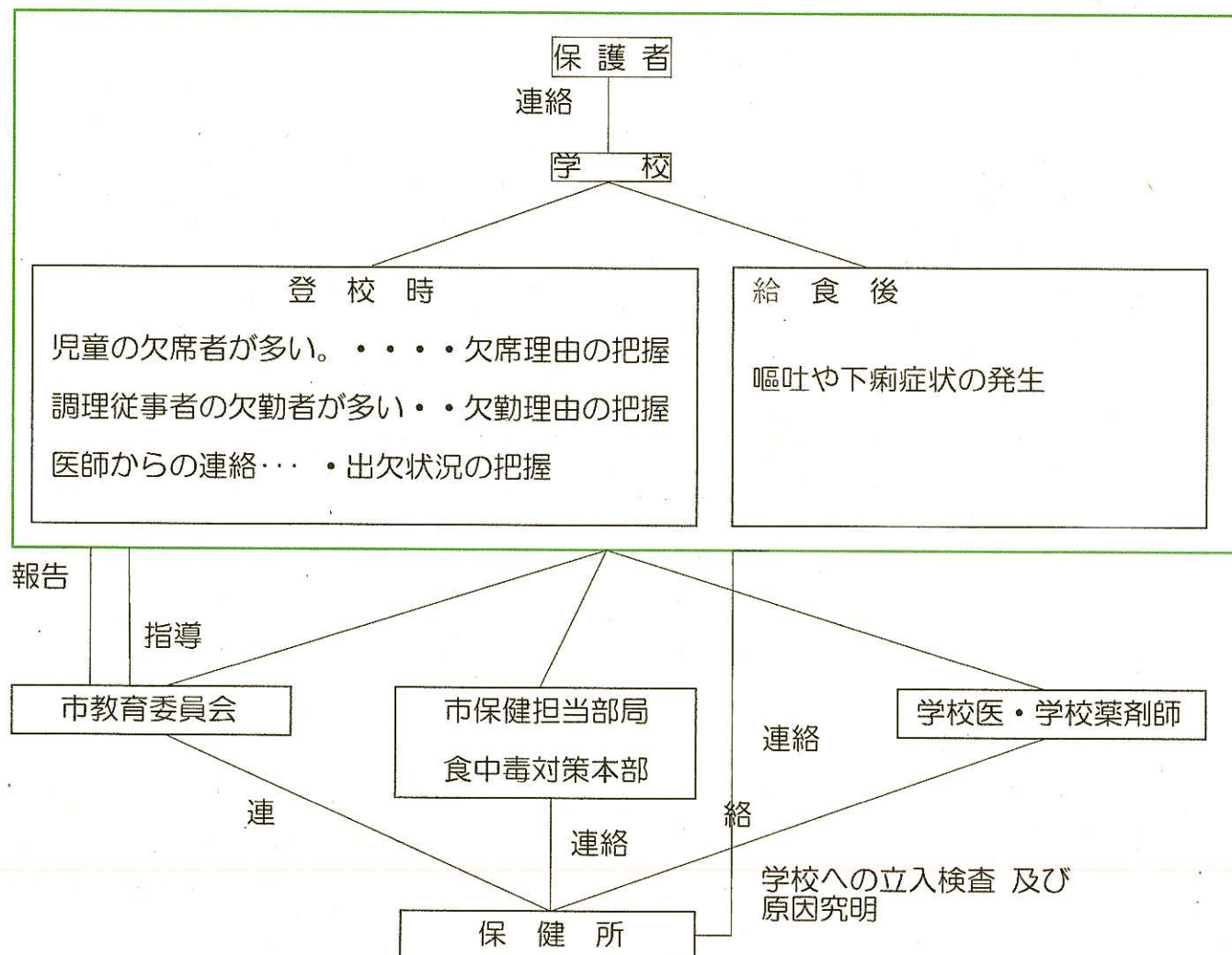
- ① 一方的な自殺予告をしたり、不登校をしたりして学校行事等の中止を訴える行為は他人を犠牲にし、多くの児童に迷惑をかけることになるので絶対に許されない行為であることを指導する。
- ② 電話相談のあり方について考えさせ、望ましい相談ができるように指導する。
- ③ 自他の生命の尊さについて指導し、児童理解に努めるようにする。

※緊急事態への対応

- ・ 電話を受けた情報入手者から、詳細な情報を収集する。
- ・ 関係の児童及びその保護者について、教職員間で情報を共有する。
- ・ 関係行事等に関する児童間及び保護者関係の情報を収集する。

12. 食中毒発生時の対応

生命を最優先！



注意！

- 子どもは症状が多彩で激しい。
- 神経麻痺の症状が少しでもあれば緊急度は大きい。
- 血便の症状は入院を基準とする。
- 下痢・嘔吐には電解質の補給が第一対処とする。
- 食中毒の原因は、細菌のほか農薬等の化学物質、毒草・ふぐ等の自然毒等がある。

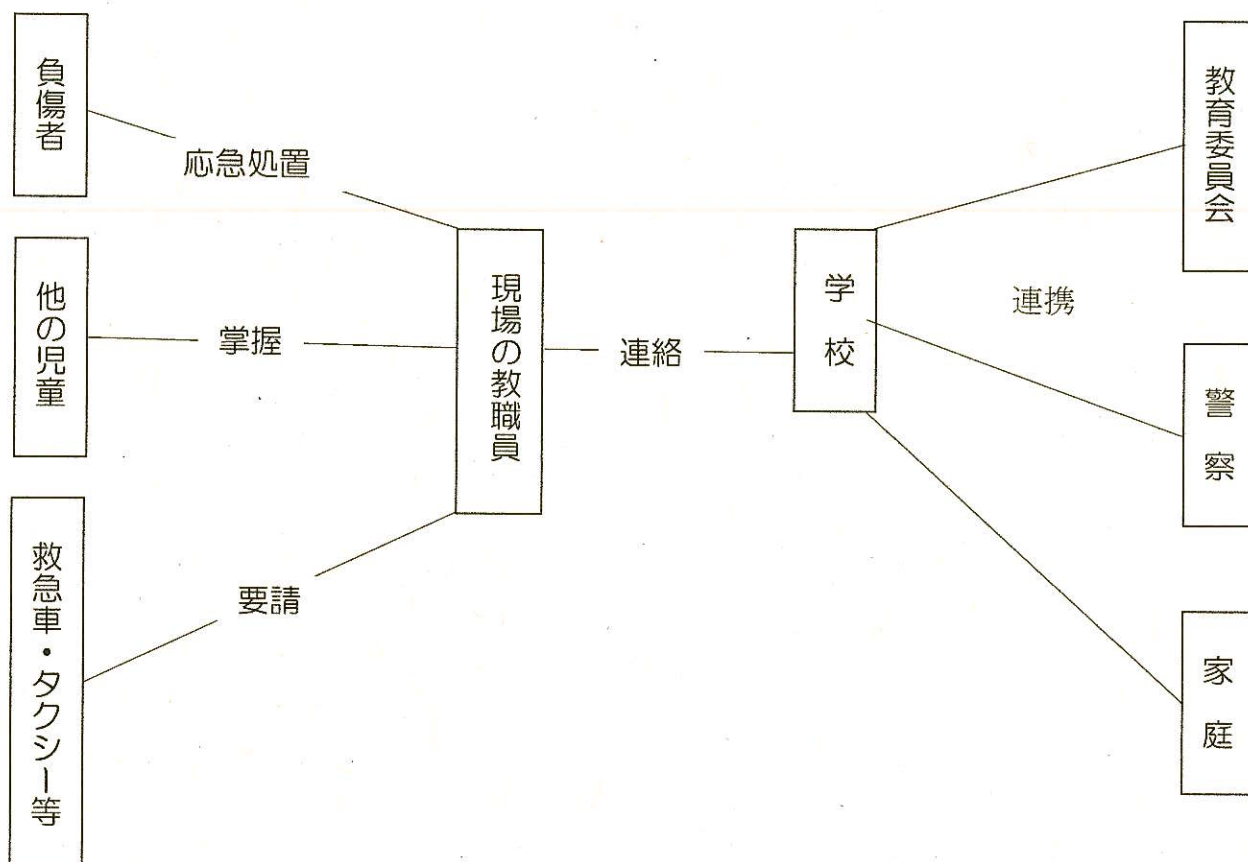
1 3. 校外活動等の事故発生時の対応

事故を予測し、「もしも」の時は的確に対応

◎予想される事故等への対応

- ・ 交通事故等への対応 怪我・病気等への対応
- ・ 有害な動植物への対応
- ・ 不審者への対応
- ・ 天候等の変化への対応
- ・ 火災・地震への対応
- ・ 行方不明等への対応
- ・ 商店街での破損への対応
- ・ 教師の事故等で児童を掌握する教師の数が減少またはいない場合の対応

緊急連絡体制



1 4. 火災・台風・地震時の対応

(1) 目的

- ・ 平常時における学校施設 防火設備 避難経路の管理の徹底を図り、防災に努める。
- ・ 災害時において、児童の生命の安全を守るための手だてを明らかにする。
- ・ 緊急事態に際して、児童自身が正しい判断と適切な行動で対処できる能力、態度を養う。

(2) 内容

①平常時

- ・ 毎月の安全点検や防災用設備の点検など日頃の観察を怠りに行い、危険個所の早期発見とその後の処置に努める。非常搬出物、救急用具を常備し、保管しておく。
- ・ 火元の確認、戸締まりを徹底し、校舎内外の整理整頓に努める。

②緊急時

※火災の場合

・ 通報

発見者は直ちに最寄りの火災報知器で全校に知らせ、本部（校長）に報告する。
本部（校長）は速やかに児童の安全についての対策を立て、避難場所を放送で指示する。
教頭は、消防署、警察署、教育委員会へ通知する。

・ 避難方法（児童教師の動き）

発生の通報、警報があった時は、すべての活動を中止し、口を結んで本部からの指示を待つ。
避難開始の合図とともに、避難場所まで安全に避難する。

火元から遠く、また、安全に早く避難できる避難経路を判断する。

教師の誘導、指示に従う。

ハンカチで口を押さえ、靴、シューズのまま避難する。

校内では、低学年を優先する。

運動場へ出たら、小走りで避難場所（第一避難場所・運動場南側）へ向かう。

避難場所に着いたら、整列、人員点呼を行い、本部へ異常の有無を報告する。

※震災の場合（基本的には火災発生時の時に準じる）

・ 避難方法

発生時・・・揺れた時はすぐに行動せず、落下物から身を守る。

（机の下にもぐる・・・など）

電源、火気の始末を行い、災害の拡大を防ぐ。

発生後・・・安全な避難経路、避難場所を確かめて児童を避難誘導する。

（第一避難場所・・・運動場 体育館、被害の少ない場所）

通学路、校舎内外の被害状況を調べる。

家庭または第二避難場所へ児童を避難させる。

※風水害の場合

- ・ 気象通報に注意し、危険な場合は保護者と連絡を取り合い、早めに児童を帰宅させる。
- ・ 事態が悪化した場合、電源を切り、火気の始末をするとともに重要書類、重要備品の保管にあたる。

③避難訓練年間計画

- ・ 防犯（事前指導あり<予告あり>）
- ・ 地震（事前指導あり<予告あり>）
- ・ 火災（事前指導あり<予告なし>）
- ・ 不審者（事前指導あり<予告あり>）

④担当

校務分掌機構の防火管理責任者に準じる。

北校舎 1 階・・・（1 年学年主任・2 年学年主任・ひまわり学級担任）
北校舎 2 階・・・（3 年学年主任・4 年学年主任・そよかぜ学級担任）
南校舎 2 階・・・（6 年学年主任・あすなろ教室担当者）
新校舎・・・（5 年学年主任）

⑤組織と任務

本部（校長）—— 連絡・通報（教頭）——

指導・・・教頭・教務瞬

児童誘導・・・各担任

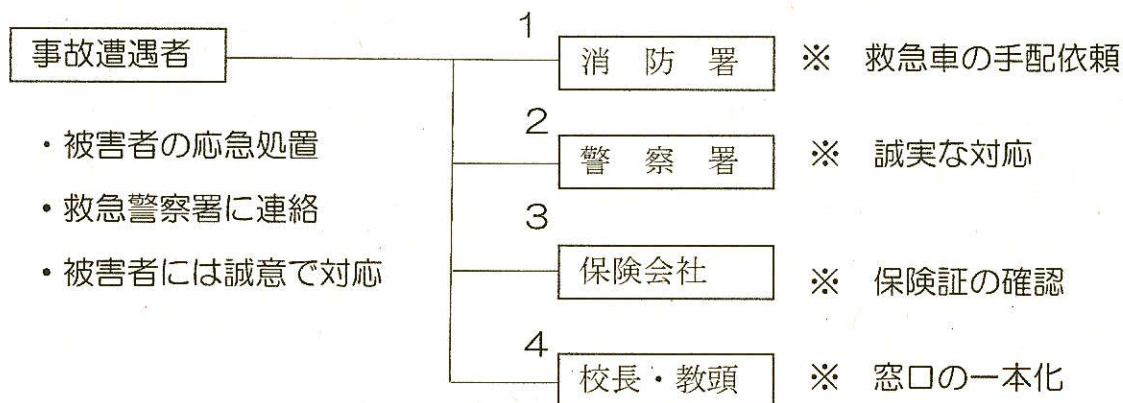
搬出・・・担任以外の職員

初期消火・・・事務職員

救護・・・養護教諭

15. 職員の交通事故対応

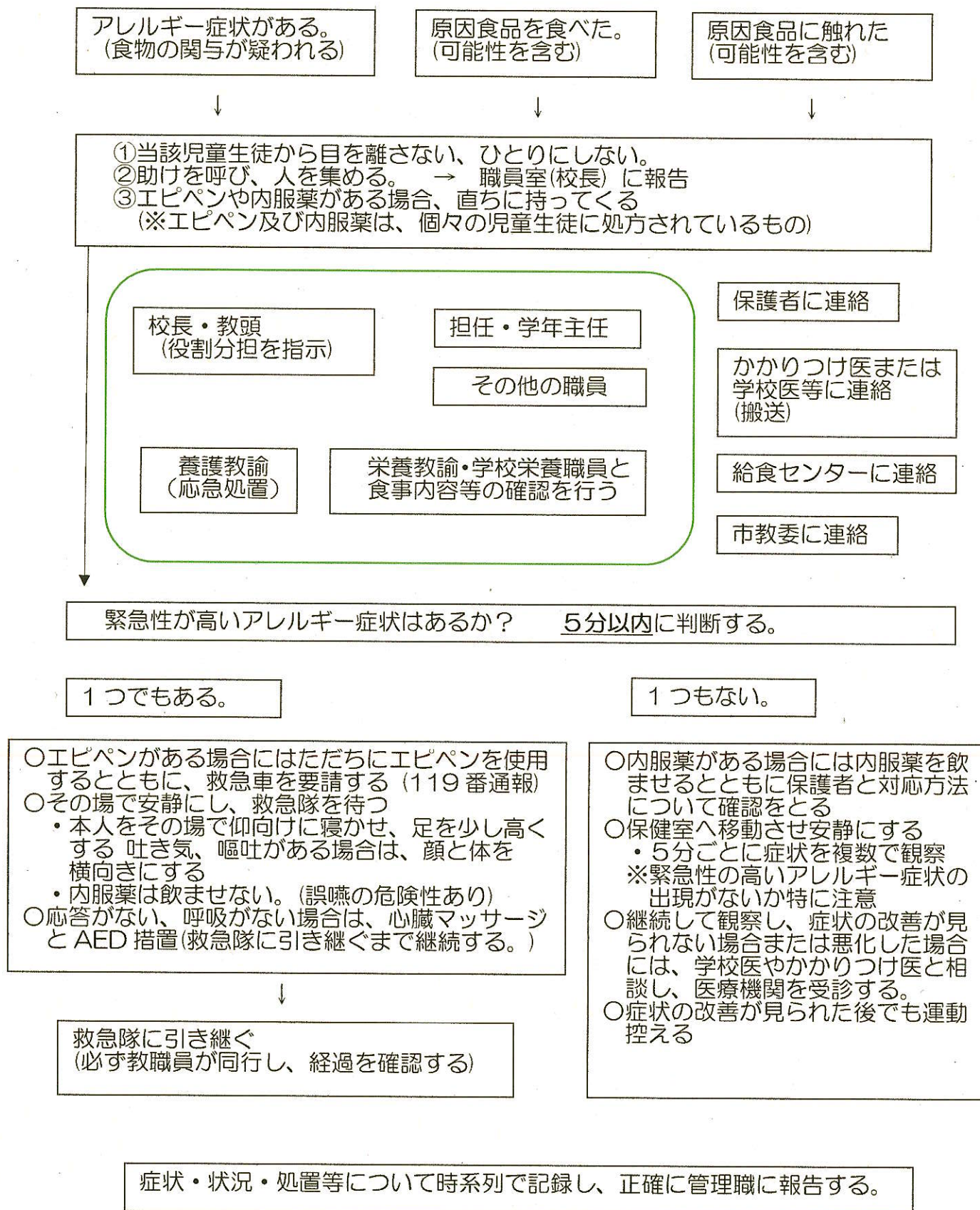
「人 命 第 一」



- 1 現場検証の立ち会い・・・・・・・・・・現場、事故状況の確認
- 2 被害者、加害者の情報収集・・・・・・・・被害の程度、氏名、生年月日、住所
電話番号、勤務先、車種、移送病院
- 3 市教育委員会への通報・・・・・・・・校長(教頭)による第一報、第二報
- 4 所轄警察署所見聴取・・・・・・・・交通課担当係官の名前の確認
- 5 事故報告書の作成提出・・・・・・・・供述書(本人)、報告書

- 加害者の場合、1 - 2 - 3 - 4 の順序で連絡する
- 対物事故の場合は 1 へは連絡の必要はない。
- 出張途中の事故の場合、出張先へも連絡を入れる。
- 出張先に連絡が取れない場合は、校長(教頭)に連絡する。
- 校長(教頭)へは、昼夜・県外を問わず、直ちに連絡する。

16. 食物アレルギーによる事故対応



17. 不審者への学校の対応

(1) 来訪者の確認について

- ① 決められたところ（下駄箱のあるところ）から出入りをしてもらう。
- ② 来訪者については、職員の方から声をかける。

(2) 不審者に対する警察への連絡について

- ① 校内で不審者を見かけたら、職員室の方へ連絡をしてもらい、警察へ通報する。

(3) 子どもたちの始業前や放課後での対応について

- ① 地域住民による見守りの中で、不審者に対する観察や対応について協力願う。
- ② 下校時刻を守らせる。
- ③ 教職員による始業前や放課後の児童周辺の注視による観察を実施する。

(4) 子どもたちの登下校についての対応

- ① 定められた通学路を通して登下校するよう指導徹底を図る。
- ② 通学路の注意を払うべき箇所の見直しを図る。
- ③ 「こども110番」について周知徹底させる。
- ④ できるだけ集団で登下校するよう指導する。

(5) 学校開放日での安全確認への対応

- ① 社会体育における子どもたちだけでの活動の時間を極力なくすよう呼びかけ、協力を依頼する。

(6) 学校施設の安全確認について

- ① 校舎の施錠については2重チェック（管理職・学校用務員）を徹底する。
- ② 校門の施錠については難しいが、簡単に車が出入りできない設備の設置を呼びかけていく。

(7) 自動警備装置・防犯管理システム等の作動状況の確認 及び システムアップ並びにガードマンの巡回依頼(市役所対応)

(8) 不審者対応にかかる避難訓練を実施

18、消防機関への通報要領（火災発生時）

通報者	119 番に連絡する。
消防署 通報者	はい。消防です。火事ですか、救急ですか。 火災です。
消防署 通報者	場所はどこですか。 大村市松並 1 丁目 1275 中央小学校です。 西大村中学校に隣接しています。
消防署 通報者	何階建てですか。何が燃えていますか。 二階建ての（家庭科室）が燃えています。
消防署 通報者	逃げ遅れた人はいませんか。 いません。（いる場合は、状況を説明する。）
消防署 通報者	何が燃えているか、分かりませんか。 （ガス台付近）が燃えています。
消防署 通報者	近所に目標となる建物はありますか。 （陸上自衛隊大村駐屯地）の近くです。
消防署 通報者	あなたのお名前は。 （ ）です。
消防署 通報者	今かけている電話番号を教えてください。 （0957-53-2046）です。中央小学校の電話からです。
消防署	分かりました。直ちに向かいます。

※ 大村市教育委員会 TEL 53-4122（学校教育課 直通）

19、消防機関への通報要領（救急車要請時）

通報者	119 番に連絡する。
消防署 通報者	はい。消防です。火事ですか、救急ですか。 救急です。
消防署 通報者	場所はどこですか。 大村市松並 1 丁目 1275 中央小学校です。 西大村中学校に隣接しています。
消防署 通報者	事故発生状況、事故車の人数、氏名、性別、年齢をお願いします。 （状況等を説明する。）
消防署 通報者	出血はありますか？ 意識はありますか？ （状況等を説明する。）
消防署 通報者	近所に目標となる建物はありませんか。 （陸上自衛隊大村駐屯地）の近くです。
消防署 通報者	あなたのお名前は。 （ ） です。
消防署 通報者	今かけている電話番号を教えてください。 (0957-53-2046) です。中央小学校の電話からです。
消防署	分かりました。直ちに向かいます。

※長崎医療センター TEL 52-3121

※大村市民病院 TEL 52-2161

※大村市教育委員会 TEL 53-4122（学校教育課 直通）

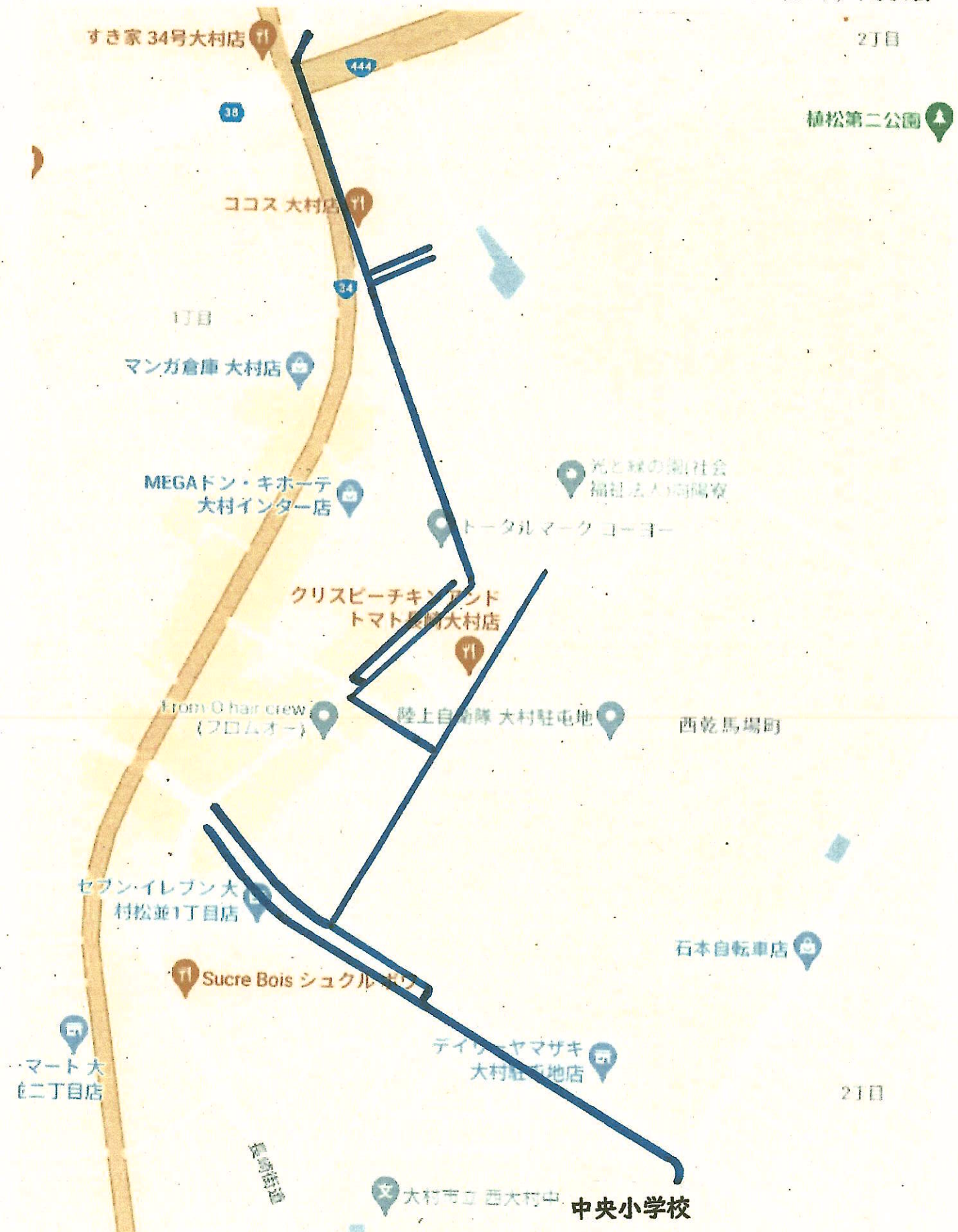
杭出津・松並 地区

大村市立中央小学校 校区間 (通学路)



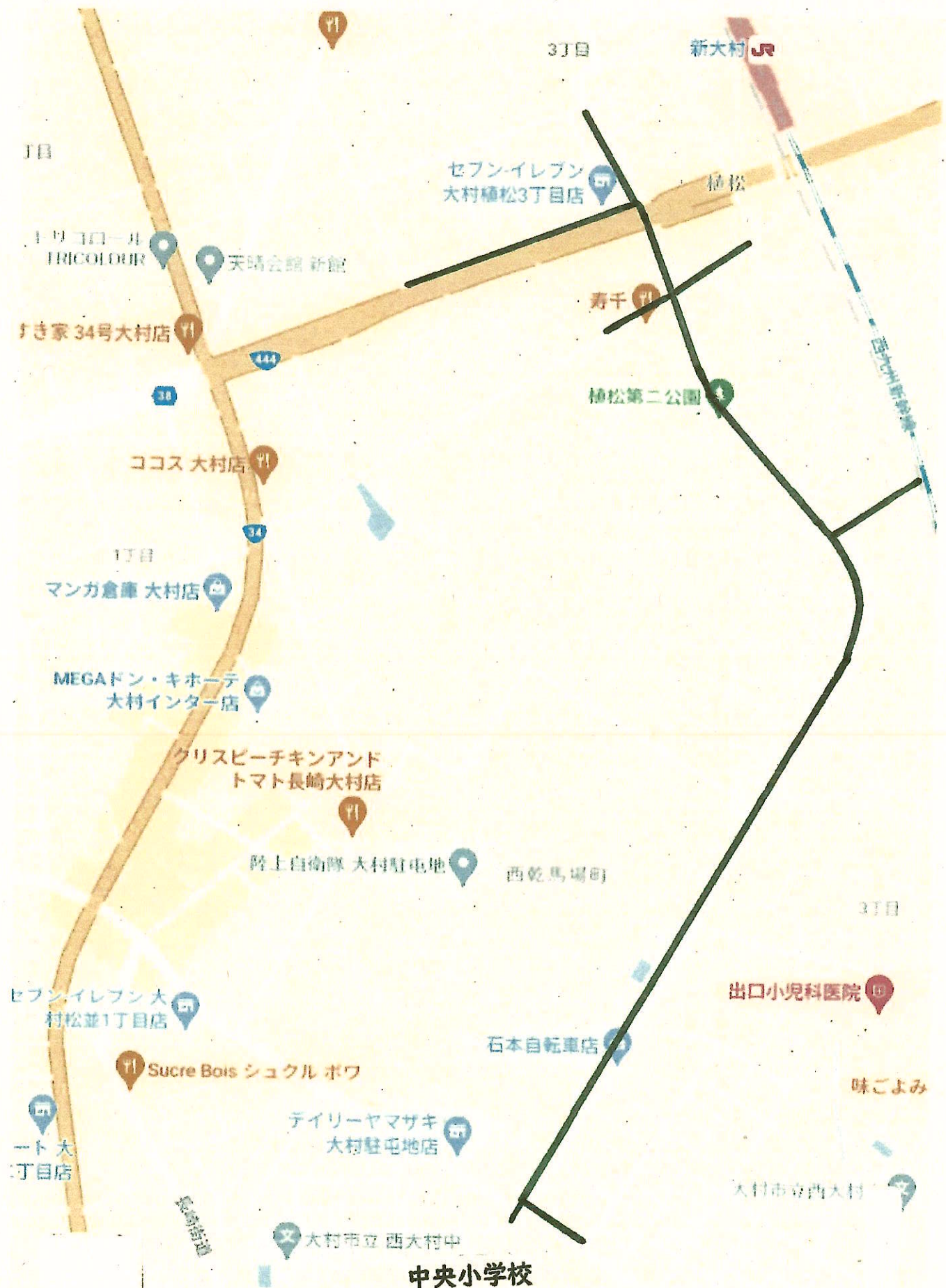
西大村本町 地区

大村市立中央小学校 校区間 (通学路)



植松・古町 地区

大村市立中央小学校 校区間 (通学路)



— 校内の救急体制 —

事故発生

ひとつでも
当てはまれば
119番

第一発見者：大声で助けを呼ぶ
(担任・部顧問・関係職員・子ども等)

A：発見者が直ちに救急車要請

<応急処置>

こんな時には救急車を!!

- ・意識喪失の持続
- ・ショック症状(顔面蒼白、虚脱
冷や汗、脈拍低下)
- ・けいれんの持続
- ・激痛
- ・多量の出血
- ・骨の変形
- ・大きな開放創
- ・広範囲のやけど
- ・呼吸困難
- ・食によるアナフィラキシー
- ・その他緊急を要する状態

教職員

養護教諭

校長
(副校長・教頭)

B：管理職が救急車要請

報告

教育委員会

保護者

D：学校で引き継ぎ、保護者が搬送

C：学校が病院へ搬送(病院で保護者に引き継ぐ)



いそいで!



高
緊急度
低

- A：緊急を要する場合：事故発見者が直ちに救急車要請
B：救急車要請が必要な場合：教職員が救急処置を行い、管理職が救急車要請
C：学校による病院搬送の場合：保護者に許可を得て、学校が病院へ搬送
D：保護者による病院搬送の場合：教職員の救急処置後、保護者が病院へ搬送

※ 第一発見者(担任、部顧問、関係職員等)は責任を持って、保護者や管理職、養護教諭への連絡をとる。

★救急搬送は裏面を!!

救急車要請！！

① あわてず、ゆっくり、正確に！

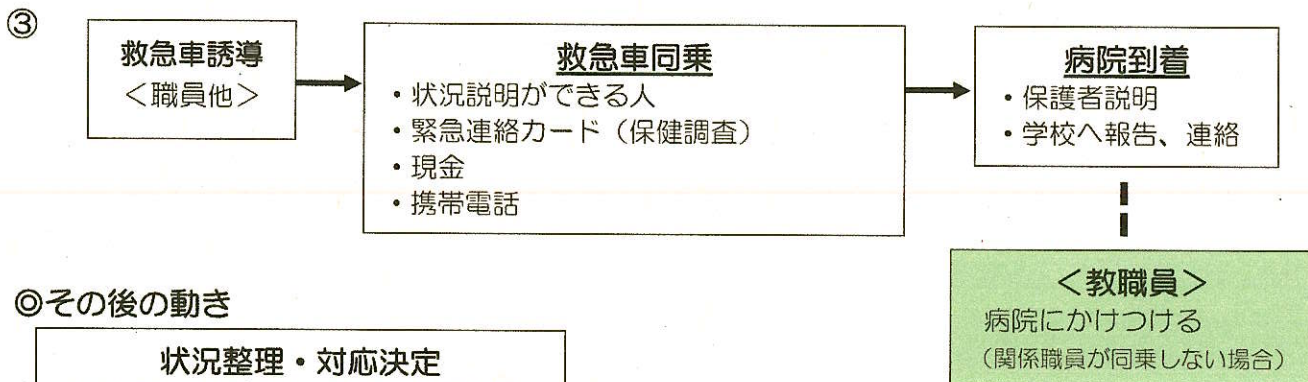
●119番 通報

- ①「救急です」
- ②住所 大村市〇〇・・・
- ③学校名 大村市立〇〇学校 目印は・・・
- ④いつ
- ⑤どこで
- ⑥だれが
- ⑦どこを
- ⑧どうした
- ⑨電話番号 0957-() 〇〇〇〇
- ⑩通報者氏名

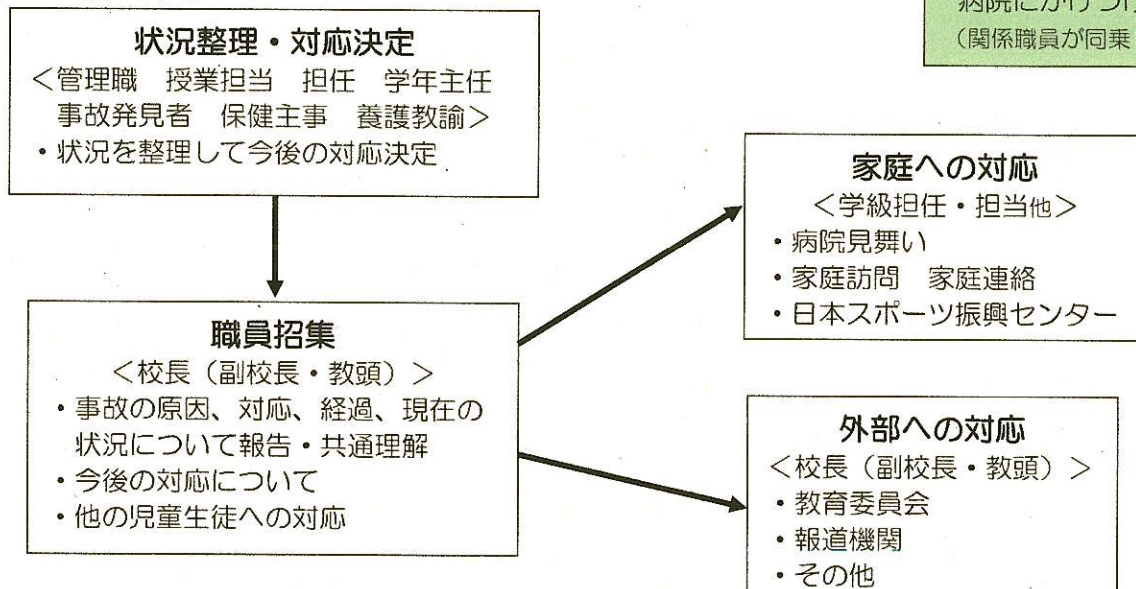


② 保護者への連絡＜学級担任・学年主任他＞ 例：頭部打撲

- ①いつ 1時間目の体育の時間に
- ②どこで 体育館で
- ③どうして 跳び箱（何段）から落下して
- ④どうなった 頭を打ちました
- ⑤現在の様子 痛みがあり、腫れもあるため救急車を要請します
〇〇病院へ搬送されます（されました）→ 保護者への引継ぎ

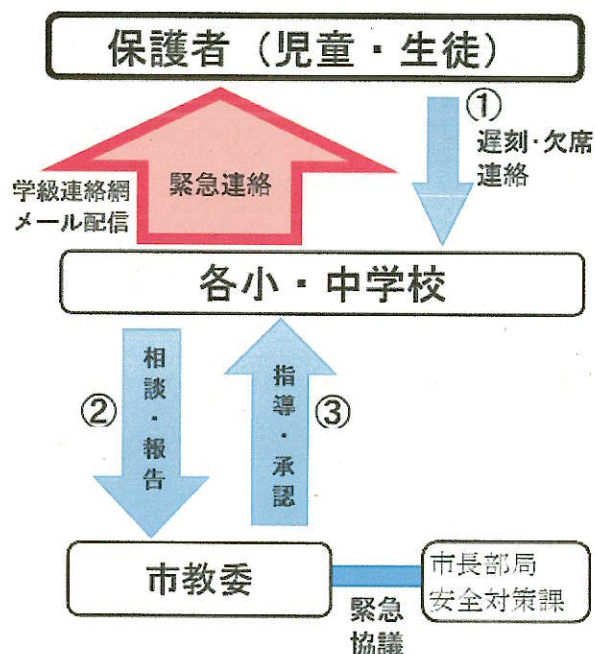


◎その後の動き



緊急時（荒天時）の対応について《令和3年5月20日改定版》

大村市教育委員会



- ① 学校からの連絡がなくても、荒天で自宅からの登校が危険とみなされる場合には、
保護者の判断で学校を遅刻・欠席させる。
その際、学校へ遅刻・欠席等の連絡を確実に行う。

判断の目安

時刻	気象庁が発表する気象警報 ・大村市役所が発令する避難情報 など	対応
午前 6:00 	大村市内に      どれか 1 つ以上 出ていたら	臨時休業

(※ 雷注意報の場合にも、登校には十分留意すること。)

- ② 判断の目安を示しているが、学校によって地理的要因や天候が異なるので、市教委と校長が協議の上、最終的に判断する。
③ 緊急時や不測の事態等で全市的な対応がひっ迫している場合は、市教委が直接判断し学校を通して連絡する。

前日の対応	荒天が予想されるときへの対応 学校から、登校に関する留意事項等を連絡する（学級連絡網とメール配信）。 連絡内容例・登校が危険とみなされる場合には、無理に登校をしないこと。 → 遅刻・欠席で構わないので、学校への連絡を確実に行うこと。 ・登校する場合には、安全確保に十分留意すること。 ・天候によっては、翌朝、緊急に「臨時休業」等の連絡をすることもある。
-------	--

当日の登校時対応	1 午前 6:00 に「臨時休業」の判断（注1） 「臨時休業」の場合は、学校から学級連絡網とメール配信で連絡する。 2 天候の急変により、午前 6:00～8:00 の間に「臨時休業」の判断 (1) 「臨時休業」を、学級連絡網とメール配信で連絡する。 (2) まだ自宅にいる児童生徒は「自宅待機」とする。 (3) 登校途中の児童生徒はそのまま登校し、学校に既に登校している児童生徒と合わせて、学校内で安全を確保する（保護者へ一斉または個々に学校から連絡する）。また、登校途中で急激な天候不良等の場合は、最寄りの安全な建物等（注2）に一時避難する。
----------	---

当日の下校時対応	学校待機 帰路の安全が確保できないと判断した場合は、学校待機 とする。 保護者による迎え 状況によっては、保護者のお迎えをお願いすることもある。 ※ 学校より保護者の方へ、お迎えの時間等を電話やメールにてお知らせする。 ※ 保護者の迎えがない場合は、学校待機とする。 通常下校 安全が確保できると判断した場合は、通常の下校 とする。 ※ 必要に応じて、学校より下校時刻等を電話やメールにてお知らせする。
----------	--

(注1) 児童生徒が家を出る時間、保護者の出勤時間などを考慮し、6:00の判断とする。

(注2) 緊急時に避難する建物として、「子ども110番の家」などの情報を学校が確認し、保護者と共有しておく。

緊急時（荒天時）の対応について（保護者用）《令和3年5月20日改定版》

大村市教育委員会

判断の目安

時刻	・気象庁が発表する気象警報 ・大村市役所が発令する避難情報 など	対応
午前 6:00 	大村市内に 暴風警報 避難指示 大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 どれか 1つ以上 出ていたら	臨時休業

(※ 雷注意報の場合にも、登校には十分留意すること。)

- ① 次の日に荒天（判断の目安に近い状況を含む）が予想される場合には、「登校に関する留意事項」等を学校からお知らせします。
- ② 当日、荒天の場合には、上記「判断の目安」にしたがって午前6:00に判断し、学校からお知らせします。
- ③ 学校からの連絡がなくても、荒天で自宅からの登校が危険とみなされる場合には、保護者の判断で学校を遅刻・欠席させてください。
その際、学校へ遅刻・欠席等の連絡を確実に行ってください。
- ④ 「判断の目安」以外の場合でも、学校によって地理的要因や天候が異なるので、市教育委員会と校長が協議の上、対応を判断し各家庭へ連絡する場合があります。
- ⑤ 緊急時や不測の事態等で全市的な対応がひっ迫している場合は、市教委が直接判断し、学校を通して各家庭へ連絡する場合があります。

※下校について

帰路の安全が確保されていない場合は、学校待機とします。また、保護者へお迎えをお願いすることもあります。

※ お知らせの手段は、学級連絡網とメール配信で行います。
各学校のメール配信システムへの登録をお願いします。

大村市立中央小学校 通学路防犯マップ

